

長浜市立神照小学校学校運営協議会規約

平成24年4月1日公布

平成25年4月1日改正

平成29年4月1日改正

(名称)

第1条 本会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和31年法律第162号)第47条の5及び「長浜市立学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則」に基づき、長浜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が学校運営協議会を置く学校として指定した長浜市立神照小学校(以下「学校」という。)に設置され、長浜市立神照小学校学校運営協議会(以下「運営協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 運営協議会は、学校運営に関して教育委員会及び校長の権限と責任のもと、保護者及び地域住民等の学校運営への参画の促進や連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民等との信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

(組織)

第3条 運営協議会は、保護者、地域住民、学識経験者、その他教育委員会が適当と認める者のうち、教育委員会が任命した学校運営協議会委員(以下「委員」という。)をもって構成する。

2 委員の定数は、教育長が別に定める。

3 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤特別職の身分を有する。

4 第2条の目的を達成するために、部会を設けて部員を置き、各部会の代表(以下「部長」という。)で構成する、学校ボランティア協議会(以下「ボランティア協議会」という。)を組織することができる。

(会長、副会長及び部長)

第4条 運営協議会に会長1名及び副会長若干名を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選により選出する。ただし、会長は校長及び教職員を除く委員のうちから選出するものとする。
- 3 会長は、会務を総理し、及び運営協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 部長は、各部会における部員の互選により選出する。
- 6 部長は、各部会の会務を総理し、及び部会を代表する。

(任期)

第5条 委員の任期は、任命の日からその任命の日の属する年度の年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合は補充員を選任する。補充員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定に関わらず、指定学校の指定の期間が満了した時又は指定が取り消されたときは、委員はその身分を失う。
- 4 部員の登録期間は、登録の日から職務を遂行することができない旨を校長に対して申し出た時までとする。

(会議)

第6条 運営協議会は、学校に関わる次に掲げる事項について、校長が作成した毎年度の基本的な方針等を協議し、地域の教育力を生かした支援のあり方について提言を行うものとする。

- (1) 学校教育目標及び学校経営方針に関すること。
 - (2) 教育課程の編成の基本方針に関すること。
 - (3) その他校長が特に必要と認める事項に関すること。
- 2 会長は校長と協議の上、運営協議会の会議を招集し、議事をつかさどる。
 - 3 運営協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
 - 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、意見や説明を求めることができる。
 - 5 会議は、原則として公開とする。ただし、協議会が特別の事情により必要と認めた場合は、この限りではない。

- 6 会長は、会議録を作成し、保管するものとする。
- 7 会長は校長と協議の上、ボランティア協議会の会議を招集し、議事をつかさどる。
- 8 部長は、必要に応じて部会の会議を招集し、議事をつかさどる。

(意見の申出)

第7条 運営協議会は、学校の運営全般に関する事項について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。

(守秘義務等)

第8条 委員及び部員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員及び部員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員及び部員としてふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員及び部員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他、運営協議会、ボランティア協議会、部会、及び学校の運営に著しく支障をきたす行為を行うこと。

(解任及び登録解除)

第9条 委員は、心身の故障により職務を遂行することができないときは、教育委員会に対し辞任を申し出ることができる。

2 教育委員会は、第8条の義務に違反した委員を解任することができる。

3 教育委員会は、その他、解任に相当する事由が認められるときは、当該委員を解任することができる。

4 部員は、何らかの理由により職務を遂行することができないときは、校長に対し登録解除を申し出ることができる。

5 校長は、第8条の義務に違反した部員を登録解除することができる。

6 校長は、その他、登録解除に相当する事由が認められるときは、当該部員を登録解除することができる。

(事務局)

第10条 運営協議会の事務局は、学校内に置く。

- 2 運営協議会の広報は事務局が行う。但し、部会に広報担当（以下「広報部」という。）を設け、事務局は広報部と連携しながら広報活動を行うことができる。
- 3 事務局は、ボランティア協議会の調整業務を兼ねる。

（地域コーディネーター）

- 第11条 地域コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）は、運営協議会やボランティア協議会と連携しながら、学校運営支援に必要な団体及び個人の発掘を行う。
- 2 コーディネーターは学校長が委嘱した個人とする。
 - 3 コーディネーターの委嘱の期間は、委嘱の日からその委嘱の属する年度の年度末までとする。
 - 4 前3項の規定に関わらず、指定学校の指定の期間が満了した時又は指定が取り消された時をもって、委嘱期間を終了する。
 - 5 その他、第8条及び第9条の規定に加え、当該条の「部員」を「コーディネーター」に置き換えて適用する。

（組織の活動及び運営等）

- 第12条 第6条及び第7条の規定のほか、次の活動を行う。
- （1）運営協議会は、学校の運営状況等について毎年度1回以上の評価を行う。
 - （2）運営協議会は、保護者、地域住民等に対して、積極的に活動状況を公開するなど情報提供に努める。
 - （3）運営協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。
 - （4）ボランティア協議会は、各部会間の連絡調整を図るほか、運営協議会や学校に対し必要な情報を提供する。
 - （5）部会は、運営協議会や学校と連携しながら、積極的に学校運営支援を行う。

（報告）

- 第13条 運営協議会は、当該年度の活動状況を当該年度末までに教育委員会へ報告する。

(会計)

第14条 本会の会計は、毎年4月に始まり、翌年3月に終了する。

2 必要な経費は、学校会計及び寄付金等を充てる。

(規約の変更)

第15条 この規約は、委員総数の3分の2以上の議決により改正することができる。

(雑則)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

附則

この規約は、公布の日から施行する。

この改正規約は、平成29年4月1日から施行する。